明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○エネルギー基本計画が変更された件（経済産業一六二）　二
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
独立行政法人日本芸術文化振興会平成二十年度財務諸表、独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第一四三条第一項の規定に基づく登録、独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、入札、企業年金基金関係　六四
地方公共団体
行旅死亡人関係　三元
会社その他
会社決算公告　三三

告示

○経済産業省告示第百六十二号

エネルギー政策基本法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第六項において準用する同条第三項の規定に基づき、エネルギー基本計画（平成十九年三月九日閣議決定）が変更されたので、同条第六項において準用する同条第四項の規定に基づき公表する。

平成二十二年七月七日

経済産業大臣　直嶋　正行

エネルギー基本計画

目次

前文
第１章．基本的視点
１．総合的なエネルギー安全保障の強化
２．地球温暖化対策の強化
３．エネルギーを基軸とした経済成長の実現
４．安全の確保
５．市場機能の活用による効率性の確保
６．エネルギー産業構造の改革
７．国民の理解
第２章．2030年に目指すべき姿と政策の方向性
第１節．2030年に向けた目標
第２節．エネルギー源のベストミックスの確保
第３節．政策手法のあり方
第３章．目標実現のための取組
第１節．資源確保・安定供給強化への総合的取組
１．エネルギーの安定供給源確保
２．国内における石油製品サプライチェーンの維持
３．緊急時対応能力の充実
第２節．自立的かつ環境調和的なエネルギー供給構造の実現
１．再生可能エネルギーの導入拡大
２．原子力発電の推進
３．化石燃料の高度利用
４．電力・ガスの供給システムの強化
第３節．低炭素型成長を可能とするエネルギー需要構造の実現
１．基本的視点
２．個別対策
第４節．新たなエネルギー社会の実現
１．次世代エネルギー・社会システムの構築
２．水素エネルギー社会の実現
第５節．革新的なエネルギー技術の開発・普及拡大
第６節．エネルギー・環境分野における国際展開の推進
第７節．エネルギー国際協力の強化
１．アジア太平洋地域に対する協力
２．先進諸国との協力
３．国際エネルギー枠組みの活用
第８節．エネルギー産業構造の改革に向けて
１．エネルギー産業を取り巻く環境変化
２．エネルギー産業の構造改革の方向性
３．今後の取組
第９節．国民との相互理解の促進と人材の育成
１．国民との相互理解の促進
２．人材の育成
第10節．地方公共団体、事業者、非営利組織の役割分担、国民の努力等

前文

資源やエネルギーは国民生活や経済活動の根幹を支える財である。その大部分を海外に依存する我が国にとって、資源・エネルギーの安定供給は必要不可欠である。また近年、エネルギー利用に伴う環境問題、特に地球温暖化問題への強力な対応が世界的に求められている。さらに、エネルギーの価格は、国民生活や産業の競争力に大きな影響を及ぼすため、市場が適切に機能した効率的なエネルギー供給を実現することが重要である。

こうした課題を踏まえ、国がエネルギー政策を進めるに当たり、「安定供給の確保」、「環境への適合」及びこれらを十分考慮した上での「市場原理の活用」を基本方針とすること等を内容とする「エネルギー政策基本法（以下「基本法」という。）が2002年６月に制定された。

基本法に基づき、エネルギーの需給に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るため、「エネルギー基本計画」（以下「基本計画」という。）を2003年10月に策定した。基本計画は、少なくとも３年ごとに検討を加え必要に応じ改定することが法定されていることから、2007年３月には第一次改定を実施した。

この度、さらなるエネルギーをめぐる情勢の変化や施策の進捗等を踏まえ、第二次改定を行うこととした。今次改定では以下の三点を重視している。

第一に、我が国の資源エネルギーの安定供給に係る内外の制約が一層深刻化していることである。

アジアを中心に世界のエネルギー需要は急増を続けており、資源権益確保をめぐる国際競争は熾烈化している。一方で、資源国等における地政学的リスクは高まり、資源ナショナリズムは高揚している。2008年に原油価格が１バレル当たり140ドルを突破するなど、資源エネルギー価格の乱高下も顕著となっており、今後も中長期的な価格上昇が見込まれる。

我が国の国内エネルギー市場の縮小が見込まれる中、資源獲得力の相対的低下への懸念や国内の最終消費者にいたるエネルギーサプライチェーンをいかに維持するかという課題も生じつつある。

テロや地震などのリスクは減じておらず、エネルギーの輸送・供給や原子力などについては一層の「安全」確保が求められていく。

これらを踏まえ、今後とも「エネルギー安全保障」を総合的に確保していくことが不可欠である。

第二に、地球温暖化問題の解決に向け、エネルギー政策に関するより強力かつ包括的な対応への内外からの要請の高まりである。

2008年から京都議定書に基づく第一約束期間が開始された。また、同年の北海道洞爺湖サミットで世界全体の温室効果ガス排出量を2050年までに少なくとも50%削減するとの目標につき一致をみた。2009年７月のラクイラ・サミットではこの目標を再確認し、その一部として、先進国全体で、1990年比又はより最近の複数の年と比して、2050年までに80%又はそれ以上削減するとの目標が支持された。

さらに、2009年９月の国連気候変動首脳会合において、我が国は、すべての主要国による公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提として1990年比で2020年までに温室効果ガスを25%削減することを表明した。

我が国の温室効果ガスの約９割はエネルギー利用から発生する。上記のような目標を達成し、地球温暖化を防止するためには、国民・事業者・地方公共団体等と緊密に連携し、エネルギーの需給構造を低炭素型のものに変革していく必要がある。

第三に、エネルギー・環境分野に対し、経済成長の牽引役としての役割が強く求められるようになったことである。

2008年のリーマンショックを契機に世界経済は歴史的な大不況に直面し、各国は産業構造・成長戦略の再構築を迫られている。多くの国が、エネ